

資料1

第8回滋賀県税制審議会における議論の振り返り

第8回滋賀県税制審議会における議論の振り返り①

前回の審議会では、委員から様々な御意見をいただいたが、主なものを以下の4つのポイントに整理した。

ポイント1 地域公共交通が果たすべき役割

- (1) 公共交通の充実が、人づくりやコモنزの再生にどのようにつながるのかを整理する必要がある。
- (2) 持続可能な地域づくりの基盤として公共交通を支えようという方向性は、間違っていない。
- (3) 公共交通は、農村部や中山間部等の周辺部に暮らす人々に、集約された都市機能にアクセスする選択肢を与えるもの。

ポイント2 計画づくりと合意形成

- (4) 地域公共交通は、長期的なまちづくりと一体で考えるべきもの。
(コンパクト・プラス・ネットワーク)
- (5) まずはビジョンや計画を示すべきで、計画づくりとセットで、負担のあり方についてのコンセンサスを形成することが前提。
- (6) 広域で計画を描き、かつ、支出計画とも連動させ、そのために税という手段を選択するかどうかについても合意形成が必要。

ポイント3 県が果たすべき役割

- (7) 利害関係者が多くなるので、少なくとも県は、協議の場を設定するプラットフォーマーとしての役割を果たすべき。
- (8) 何らかの財源を県が確保して市町に交付するという形は好ましい。ただし、交付する以上は、一定の成果指標は求めるべき。
- (9) 県が用途を定めて市町に交付するのではなく、ある程度の選択の余地を残して交付するべきではないか。

ポイント4 目的税についての考え方

- (10) 目的税には具体的な目的が必要で、乱立すると財政の固定化につながる反面、合意形成しやすいという側面もある。
- (11) 公共交通の充実による経済利益が発生し、それが地価上昇として現れるのであれば、固定資産税が有効な財源になり得る。
- (12) 一方で、緩やかな目的設定に留めて、将来性を展望することも考えられるのではないか。

その他の御意見

- ・公共交通は幅広い概念として捉えるべき。
- ・交通事業者の赤字補填ではいけない。
- ・事業者との競合関係という悩みもある。
- ・DXにより局面が変化する可能性がある。
- ・社会的弱者のための公共交通を考える必要がある。
- ・コロナは問題を作ったのではなく可視化させた。
- ・公共交通は感染症に脆弱なセクターである。
など。

資料2

(参考)自治振興交付金の概要

(参考)自治振興交付金の概要①

○市町の地域の実情に応じた弾力的で自由度の高い事業実施を支援するため、市町が自主的に事業を選択して実施できるよう、従来の市町向け県単独補助金を交付金化し平成21年度に創設したもの。平成27年度には、人口減少社会における課題へ対応するため市町が提案する事業の実施を支援する制度を追加した。

○選択事業(令和2年度予算額:480百万円)

48メニューの中から、市町が自由に事業選択して事業を実施する。
市町の判断で事業内容の変更やメニュー間の流用、交付決定前の事前の事業着手が可能。

事業名		事業名		事業名	
1	自主防災組織育成事業	17	生活環境保全林保健休養機能増進施設整備事業	33	精神障害者地域生活定着支援事業
2	地震対策事業	18	在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業	34	障害児保育支援事業
3	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動支援事業	19	ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業	35	青少年育成地域活動支援事業
4	コミュニティ防災力向上促進事業	20	高齢者住宅小規模改造助成事業	36	商店街基盤施設等整備事業
5	個性輝く自治活動支援事業	21	公衆浴場確保対策事業	37	産業立地関連基盤整備事業
6	山村辺地等活性化事業	22	在日外国人障害者福祉給付金支給助成事業	38	国際観光サイン整備事業
7	地域救急対応力向上促進事業	23	障害児早期療育支援事業	39	しが多文化共生地域支援センター設置・運営事業
8	ヨシ群落保全事業	24	在宅重度障害者住宅改造助成事業	40	たんぼのこ体験事業
9	水草除去緊急対策事業	25	身体障害者自動車利用支援事業	41	農作物獣害防止対策事業
10	エコライフ地域住民活動推進事業	26	滋賀型地域活動支援センター等整備事業	42	農業集落排水高度処理維持管理事業
11	美化推進対策事業	27	障害児者サポート事業	43	駅周辺自転車駐車場整備事業
12	不法投棄監視員設置事業	28	重度障害児訪問看護利用助成事業	44	近隣景観形成協定対策事業
13	不法投棄廃棄物処理事業	29	医療的グループホームおよび強度行動障害者グループホーム運営事業	45	県産材利用耐震改修モデル事業
14	浄化槽維持管理事業	30	障害者生活ホーム運営事業	46	既存民間建築物耐震診断促進事業
15	第2種特定鳥獣管理計画個体数管理事業	31	知的障害者自立生活支援事業	47	スクーリング・ケアサポーター派遣事業
16	有害鳥獣駆除等対策事業	32	市町精神障害者生活支援推進事業	48	中学生チャレンジウイーク事業



(参考)自治振興交付金の概要②

○市町の地域の実情に応じた弾力的で自由度の高い事業実施を支援するため、市町が自主的に事業を選択して実施できるよう、従来の市町向け県単独補助金を交付金化し平成21年度に創設したもの。平成27年度には、人口減少社会における課題へ対応するため市町が提案する事業の実施を支援する制度を追加した。

○提案事業(令和2年度予算額:27.5百万円)

人口減少社会における課題へ対応するため、地域の状況を熟知する市町が、地域特性や地域課題等に応じて、自由に制度設計した施策や事業に対して交付する。

①若者がとどまる ②外から移り住む ③子どもを育む のいずれかを目的として、単独の市町が取り組む事業(単独事業)または複数の市町が連携して取り組む事業(連携事業)が対象。

【交付限度額】

- 1市町あたり 100万円
- 2015年国勢調査人口と2040年社人研推計人口を比較して1割以上減少している市町を対象に、減少率に応じて、1市町あたり50万円または100万円を加算する。
- 連携事業を実施する場合、交付限度額に1市町あたり50万円を加算する。

【R2年度実施例】 ※全19市町で実績あり

●乳児おむつ等支給事業

(単独事業:東近江市)
満1歳未満の乳児を養育する家庭を対象に、宅配員によるおむつ等の宅配を行うことにより、乳児とその家庭の見守りと子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

●空家対策総合窓口業務

(単独事業:米原市)
『米原市空家等発生予防、管理および活用の推進に関する条例』に基づき、空家および空地の状況把握を行うとともに、自治会、市民、所有者等からの相談や移住・定住に向けた移住希望者等からの相談に対し、総合的なサポートを行う。

●甲賀市・湖南市合同JOBフェア事業

(連携事業:甲賀市・湖南市)
学生や若年者と甲賀市・湖南市の企業とのマッチングを図り、企業の人材確保支援およびUIターン就職を希望する若者就職支援を目的として、JOBフェア(WEB上の合同企業説明会)を開催する。

資料3

地域公共交通がもたらす行動変化

歩きやすいまちでは、人々の交流を活潑化させる効果がある。

車社会であれば、相互の移動に時間を要し、どうしても交流が稀薄になる。
市民が高齢化するほど自動車の運転は困難になり、自宅で孤立化する恐れも出てくる。

富山市の事例が示すように、LRTなどの公共交通機関が充実して利便性が高まれば、
市民が外出してさまざまな交流の機会に参加する敷居が低くなる。

これは、「公共交通機関＋歩いて暮らせる」まちづくりが、
結果としてコミュニティ活動を促進し、地域活力向上に資することを示す。

こうした交流増加が、ひいては地域の社会関係資本の厚みを増す効果を持つ点は、
社会関係資本概念を普及させたロバート・パットナムも着目していた。

諸富徹『人口減少時代の都市』（2018年、中央公論新社、p.151）

地域公共交通がもたらす行動変化

A.「自分の行動」の変化に関する調査結果

(回収数に占める構成比：%)

	富山 ライトレール		くるくるバス (神戸市)		マリアツェル 鉄道		ピンツガウ 地方鉄道	
	合計	70歳 以上	合計	70歳 以上	合計	70歳 以上	合計	70歳 以上
a.買い物回数が増えた	10.4	13.4	39.9	44.0	17.9	36.9	15.6	28.6
b.習い事やクラブへの参加が増えた	4.2	8.0	15.9	14.5	6.1	4.6	5.6	2.0
c.地元の祭や行事への参加が増えた	5.7	5.9	4.3	6.0	30.7	27.7	20.3	14.3
d.ボランティア、NPO・市民活動への参加が増えた	1.1	2.1	5.2	5.4	9.4	10.8	12.6	12.2
e.観劇、スポーツなど娯楽に行く回数が増えた	15.3	15.0	15.3	15.7	22.7	24.6	17.1	18.4
f.気分転換に外出する機会が増えた	18.5	23.5	27.6	30.7	28.1	29.2	20.3	22.4
g.電車/バスの中で本や雑誌を読む機会が増えた	3.0	1.1	5.0	3.0	17.9	18.5	9.7	8.2
h.自家用車に乗る回数が減った	25.3	24.6	22.6	22.3	19.3	36.9	18.5	22.4
i.自家用車に乗せてもらう回数が減った	9.3	9.1	11.3	8.4	13.1	23.1	15.3	16.3
j.特に変化なし	39.3	35.3	16.6	15.1	39.6	36.9	52.1	46.9

■Aの調査結果から分かること

- ①自家用車から公共交通への転移をもたらし、自家用車に過度に依存するライフスタイルが変わる
- ②人々の外出行動を促すきっかけになる
(引きこもりや、社会的排除の防止にもつながる)
- ③住民ニーズを取り込みながらルート設定することが外出促進につながる。(くるくるバス)
- ④少なくともオーストリアでは、ボランティア活動への参加促進にもつながっていることが見て取れる。(日本はそもそも不活発)
→公共交通の整備充実は、
外出機会の創出につながっていく可能性がある

B.「他人との関係」の変化に関する調査結果

k.友人・知人と会う回数が増えた	20.0	26.7	30.9	28.9	19.5	33.8	17.4	20.4
l.親戚・家族に会う回数が増えた	4.7	7.5	7.0	9.6	10.2	15.4	12.4	20.4
m.近隣のお付き合いが増えた	3.6	4.8	21.9	23.5	9.4	16.9	7.1	16.3
n.新たな知り合いが増えた	6.2	7.5	17.6	17.5	10.7	16.9	8.2	8.2
o.特に変化なし	63.3	53.5	45.8	44.0	66.0	50.8	70.9	61.2

■Bの調査結果から分かること

- ①特に高齢者の人間関係により強く影響する。
- ②いずれも人と人との結びつきが強まる傾向がある
→公共交通の整備充実は、
人と人が出会う機会を増やす可能性がある。

宇都宮浄人『地域公共交通の総合的政策—日欧比較からみえる新時代』(東洋経済新報社、2020年)

第10章「地域公共交通政策はソーシャル・キャピタルに影響を与えるのか～日本及びオーストリアにおけるケーススタディによる実証」を参考とした。表は、同章の表10-2および表10-3から引用。

資料4

多核連携型都市構造へ向けた計画づくり

多核連携型都市構造へ向けた計画制度

○平成26年に改正した都市再生特別措置法および令和2年に改正した地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

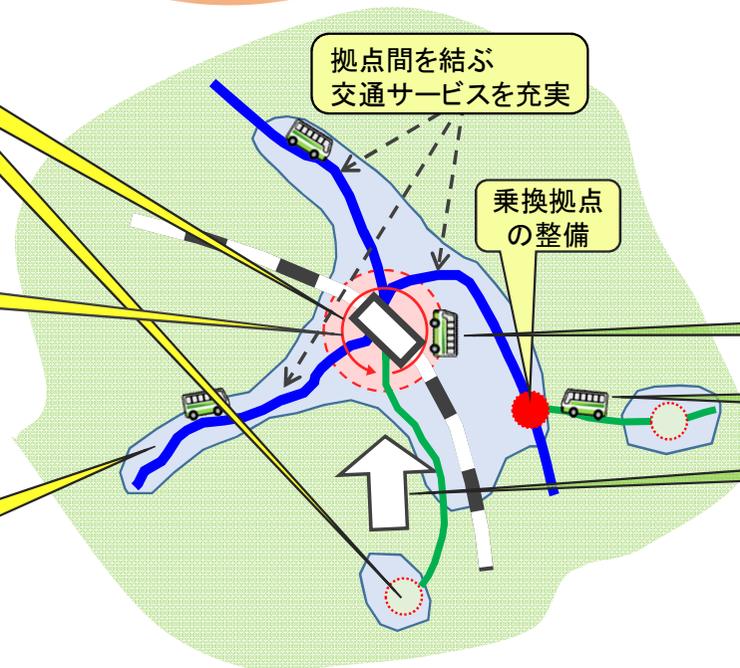
◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多核連携型都市構造



地域公共交通計画

【改正地域公共交通活性化再生法】(令和2年11月27日施行。)

- 都道府県と市町村が単独または共同して作成
- まちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通利便増進実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

デマンド型乗合タクシー等の導入

国土交通大臣の認定

計画に定めた目標達成のための事業等の推進を図るために必要な**資金の確保に関する事項**についても、**計画に定めることが努力義務化**された。

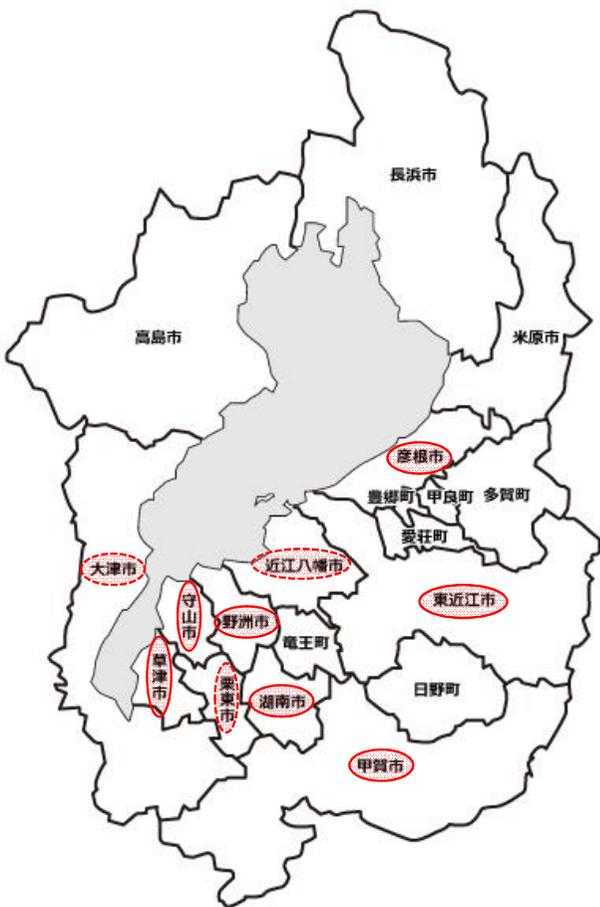
立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

本県における立地適正化計画の策定状況

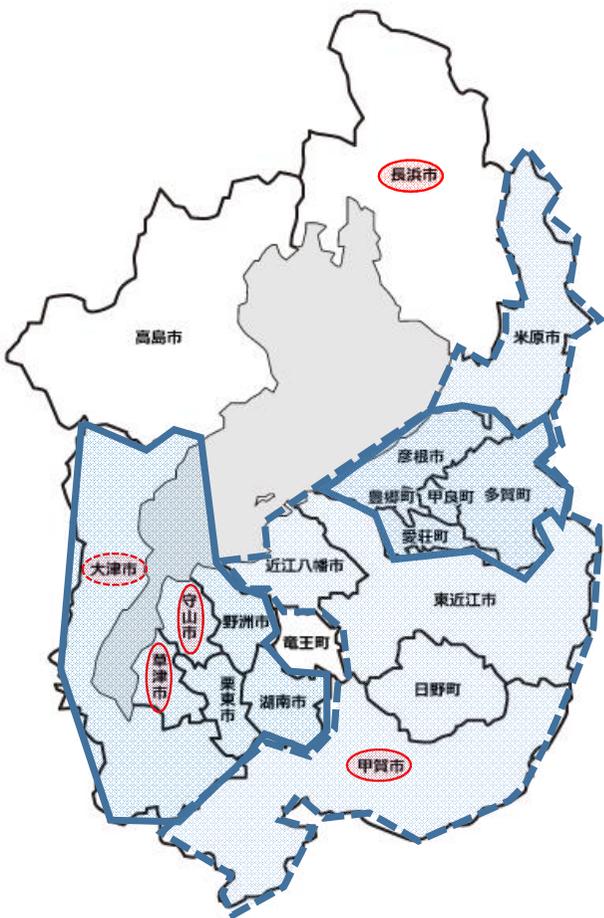


市町名	取組状況	市町名	取組状況
大津市	令和2年(2020年)度策定予定	湖南市	平成29年(2017年)3月策定済み
彦根市	平成30年(2018年)3月策定済み	高島市	—
長浜市	—	東近江市	平成29年(2017年)3月策定済み
近江八幡市	令和2年(2020年)度策定予定	米原市	—
草津市	平成30年(2018年)10月策定済み	日野町	—
守山市	平成29年(2017年)3月策定済み	竜王町	—
栗東市	令和3年(2021年)度策定予定	愛荘町	—
甲賀市	平成31年(2019年)3月策定済み	豊郷町	—
野洲市	都市機能誘導区域 平成29年(2017年)3月策定済み 居住誘導区域 平成30年(2018年)6月策定済み	甲良町	—
		多賀町	—

(平成31年3月31日現在)

※「滋賀の都市計画2019」を基に作成。

本県における地域公共交通計画の策定状況



市町名	広域での計画			市町単独での計画
	湖東圏域※ (H29年3月)	大津湖南エリア (H31年3月)	近江鉄道沿線 (R3年度予定)	
大津市		○		策定中
草津市		○		○(H30年10月)
守山市		○		○(R2年5月)
栗東市		○		—
野洲市		○		—
湖南市		○		—
甲賀市			○	○(H29年6月)
東近江市			○	—
近江八幡市			○	—
日野町			○	—
彦根市	○		○	—
愛荘町	○		○	—
豊郷町	○		○	—
甲良町	○		○	—
多賀町	○		○	—
米原市			○	—
長浜市				○(H30年3月)
高島市				—
竜王町				—

※「湖東圏域地域公共交通再編実施計画」を平成31年2月に申請・認定。(近畿初)

県の都市計画のあり方を示す「滋賀県都市計画基本方針(仮称)」を令和3年度に策定予定

近年の人口減少、少子高齢化、市街地拡散などを背景として、都市を取り巻く環境が大きく変化していることから、都市居住者の生活を支える日常生活圏での医療・福祉、子育て、商業などの生活サービスの提供や地域公共交通の維持・確保が困難になる恐れがある。

また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等の防災まちづくりの視点も求められていることから、居住を含めた都市活動を計画的に誘導・集約を図りつつ、**地域公共交通、医療・福祉、防災等の各種施策と連動したまちづくりを進めることが必要となる。**

このような状況に対応し、持続可能で誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりを目指すために策定しようとするもの。法定計画ではないが、都市計画区域マスタープラン策定(改定)の基本的な考え方や、個別都市計画決定についての広域的な方向性を提示する。

県の交通施策の方向性を示す「滋賀交通ビジョン」を 令和5年度を目途に見直し予定

「滋賀交通ビジョン」は、「滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通」を目指し、広域交通と地域交通それぞれについて施策の方向性を示すものとして、2030年を目標年次として、平成25年(2013年)12月に策定している。

策定から7年が経過し、北陸新幹線の敦賀以西ルートが与党で合意されたこと、さらには、地域鉄道の経営難が顕在化してきたことや、自動運転、MaaSといった新たな技術やサービスが実用化されつつあることなど、交通を取り巻く情勢が、ビジョン策定当時から大きく変化してきている。

また、現在、北陸新幹線整備を見据えた広域鉄道ネットワークの強化、近江鉄道線の活性化と再生、自動運転やMaaS、新たなデマンド型交通の導入といった課題について、関係する事業者や市町等と連携し、個別に議論を進め、実証的な取組も行っている。

こうした議論や取組等の成果を十分に反映するとともに、**現在策定に向け議論中の「都市計画基本方針」とも足並みを合わせ、**今年度の国勢調査や来年度のパーソントリップ調査の結果を基礎データとして活用しながら、令和5年度を目途にビジョンを見直す予定。